

③ 資格取得後（追加20%）

受講修了後1年以内に国家資格を取得し、雇用保険被保険者として雇用された場合

→ 雇用された日の翌日から1カ月以内に申請

※既に被保険者の場合

→ 資格取得日の翌日から1カ月以内に申請

④ 賃金上昇時（追加10%）

受講修了後、受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇し、

国家資格を取得のうえ、雇用保険被保険者として雇用された場合

→ 雇用された日の翌日から6カ月を経過した日から6カ月以内に申請

※既に被保険者の場合

→ 資格取得日の翌日から6カ月を経過した日から6カ月以内に申請

※専門実践教育訓練給付金の支給・申請についての詳細は、住所地管轄のハローワークにお問い合わせください。